

用語の解説

1 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

ア 露地野菜作付面積	15 アール
イ 施設野菜栽培面積	350 平方メートル
ウ 果樹栽培面積	10 アール
エ 露地花き栽培面積	10 アール
オ 施設花き栽培面積	250 平方メートル
カ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
キ 肥育牛飼養頭数	1 頭
ク 豚飼養頭数	15 頭
ケ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
コ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
サ その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

(4) 農作業の受託の事業

(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材を生産した者に限る。）

2 農業経営体

「農林業経営体」のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

3 林業経営体

「農林業経営体」のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

4 個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

5 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

6 法人化している（法人経営体）

「農林業経営体」のうち、法人化して事業を行う者をいう。

7 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10 アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 アール未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農作物を原料とする加工を行うことをいう。

8 販売農家

経営耕地面積が 30 アール以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

9 自給的農家

経営耕地面積が 30 アール未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。

10 農事組合法人

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることにより共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

11 株式会社

会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

12 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

13 合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

14 相互会社

保険業法（平成 7 年法律第 105 号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

15 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

16 森林組合

森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

17 その他の各種団体

農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第 3 セクター）もここに含める。

18 その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO 法人などが該当する。

19 地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。財産区とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。

20 経営主

農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。

21 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。また、住み込みの雇人も除く。

22 後継者

5 年以内に農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む）をいう。

23 親族

経営主の 3 親等内（1 親等：父、母、子 2 親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3 親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。

24 親族以外の経営内部の人材

農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。

25 5年以内に農業（林業）を引き継がない

農業（林業）経営を開始又は農業（林業）経営を引き継いだ直後であり、5年以内に農業（林業）経営を引き継がないことをいう。

26 雇用者

農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。

27 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営する耕地（けい畔を含む田、畑及び樹園地）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

28 借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

29 貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

30 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。

31 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

32 準単一複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

33 複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。

34 販売目的の作物

販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

35 主業経営体

農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

36 準主業経営体

農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

37 副業的経営体

調査期日前1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

38 農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。

39 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

40 基幹的農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

41 乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及び殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

42 肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用めす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は、肉用牛とした。

43 豚

自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。

44 採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

45 ブロイラー

当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。肉用種、卵用種は問わない。

46 有機農業

化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含まない。

また、自然農法に取り組んでいる場合や有機 JAS の認証を受けていない者でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合を含む。

47 農業経営を行うためにデータを活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（財務、市況、生産履歴、生育状況、気象状況、栽培管理などの情報）を活用することをいう。

48 所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

49 貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。

50 借入山林

単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

51 保有山林

自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林